

2023年7月28日

各 位

ネオファーマジャパン株式会社

株式会社東亜産業に対する特許権侵害訴訟における判決のお知らせ

当社のグループ会社である neoALA 株式会社（以下、「neoALA 社」）は、株式会社東亜産業に対し、neoALA 社が保有する特許権（特許第 4417865 号、発明の名称: 5-アミノレブリン酸リン酸塩、その製造方法及びその用途）（以下、「本特許権」*¹といいます。）に基づく差止請求訴訟（令和 4 年（ワ）9716 号）を、2022 年 4 月 20 日付で東京地方裁判所に提起しておりましたところ（[2022 年 4 月 25 日付当社リリース参照](#)）、本日、原告（neoALA 社）勝訴の判決が言い渡されましたので、取り急ぎ、お知らせ致します。

詳細につきましては、判決書を確認後、改めてお知らせする予定でございます。

以上

【用語解説】

* 1 特許第 4417865 号 【発明の名称】5-アミノレブリン酸リン酸塩、その製造方法及びその用途

本件特許は、5-アミノレブリン酸リン酸塩の物質その他に関する特許です。当社は、neoALA 社からの本特許権の実施許諾の下に、食品用原料その他の 5-アミノレブリン酸リン酸塩を国内において製造販売している唯一の会社です。

<お問い合わせ先>

ネオファーマジャパン株式会社（東京都千代田区麹町 6-2-6 PMO 麹町 8 階）

E-mail : info@neopharmajp.com